

入札のしおり

令和8年6月11日改定版

明石市財務室

(趣旨)

第1条 このしおりは、明石市及び明石市上下水道局（以下「市」という。）の入札（「見積合せ」を含む。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）が地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、明石市契約規則（平成5年規則第10号。以下「規則」という。）、その他関係法令、書類等を遵守し信義誠実の原則を守っていただくため記載したものです。

このしおりの内容を十分理解して入札に参加してください。ただし、制限付一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、明石市制限付一般競争入札実施要綱、制限付一般競争入札共通の注意事項、制限付一般競争入札の応募案内及び制限付一般競争入札に関する質疑応答集（以下「明石市制限付一般競争入札実施要綱等」という。）とこの入札のしおりの記載内容が異なるときは、明石市制限付一般競争入札実施要綱等を優先してください。

(関係法令の遵守)

第2条 入札参加者は、次の各号に掲げる事項に特に注意の上、関係法令を遵守し信義誠実の原則を守り、市民の信頼を失うことのないよう努めなければなりません。

- (1) 刑法（明治40年法律第45号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）を遵守し、入札の公正、公平を害する行為を行わないでください。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請契約、その他不適切な形態による下請契約により建設工事を実施するなど、契約当事者相互間の信頼関係を失うような行為を行わないでください。
- (3) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、発注者が実施する工事現場の施工体制の点検に協力する等、請負者に課せられた義務を遵守し、公共工事の適正な施工を害する行為を行わないでください。
- (4) 公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）に基づき、契約された公共工事の適正な実施のために必要な技術的能力の向上を図り、公共工事の品質確保に努めてください。

(入札参加資格の制限)

第3条 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者は、入札に参加することができません。

- 2 入札に参加する資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が規則第3条各号のいずれかに該当することとなった場合には、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者は入札に参加することができません。
- 3 入札参加者が開札時まで第1項の入札参加資格の制限事由に該当したとき及び前項の入札参加資格の制限を受けたときは、入札に参加することはできません。
- 4 入札参加資格の制限事由の終了後又は制限期間の満了後に、市が実施する入札に参加するには、新たに競争入札等参加資格審査を受けて、市の競争入札等参加資格を再度取得する必要があります。

(指名停止)

第4条 入札参加資格者が「明石市入札参加者等指名停止基準」の別表各号のいずれかに該当すると認められるときは、指名停止を行います。指名通知を受けた者が指名停止を受けたときは、指名停止期間中入札に参加することはできません。

なお、一般競争入札（公募による指名競争入札又は公募による見積合せを含む。以下同じ。）においては、公告の日において指名停止を受けている者又は公告の日以降指名停止を受けた者は、入札に参加することはできません。

(経営事項審査)

第5条 市から建設工事を直接請け負おうとする建設業者は、建設業法に基づく経営事項審査を毎年受けていなければなりません。この経営事項審査の結果通知書は、市と建設工事の請負契約を締結する日以前1年7ヶ月以内の日を審査基準日とするものが、有効なものとなります。

2 市では、建設工事の発注にあたって、経営事項審査の有効期間、経営事項審査を受けた建設工事の種類その他の必要な事項を確認するために、財務室に経営事項審査に係る情報を事前に登録していただくこととしています。このため、経営事項審査に係る総合評定値通知書が更新された場合は、電子入札システムにおいて経営事項審査に係る情報を登録するとともに、経営事項審査に係る総合評定値通知書の写しを提出してください。

なお、電子方式案件（規則第9条の2の規定に基づき行う入札をいう。以下同じ。）において入札への参加を申請する場合に有効な経営事項審査に係る情報の登録が確認できないときは、入札への参加を申請することができません。

また、郵便方式案件（規則第9条第3項の規定に基づき行う入札をいう。以下同じ。）及び持参方式案件（規則第9条第1項及び2項の規定に基づき行う入札をいう。以下同じ。）において開札日に有効な経営事項審査に係る情報の登録が確認できないときは、無効な入札となります。

(社会保険等加入対策)

第6条 建設工事における技能労働者の処遇の向上を図り、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保につなげるとともに、法定福利費を適正に負担する建設業者による公平で健全な競争環境を構築するため、次の各号に掲げることに留意してください。

(1) 受注者においては、社会保険等未加入建設業者（「健康保険法」（大正11年法律第70号）第48条、「厚生年金保険法」（昭和29年法律第115号）第27条又は「雇用保険法」（昭和49年法律第116号）第7条のいずれかの届出の義務を履行していない（届出の義務がない者を除く。）「建設業法」第2条第3項に規定する建設業者をいいます。）を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）としないようにしてください。

(2) 受注者においては、下請負人（二次以下の下請負人を含む。）に対して社会保険等の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、入札書に添付する工事費内訳書に、社会保険等に係る法定福利費を明示してください。

(入札保証金)

第7条 入札参加者は、入札執行前に見積金額の10分の1以上の入札保証金を納めなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。

(1) 入札参加資格者を対象とした入札の参加者

(2) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を市に寄託したとき、又は入札保証金に代わる担保を提供したとき。

ただし、公告において入札保証金を免除した場合においては、納める必要はありません。

2 入札保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当職員に確認の上、手続きをして下さい。

3 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約保証金が全額納付されて契約を締結した後に、落札者以外の者に対しては落札決定後に返還します。ただし、落札者の入札保証金については、還付しないで契約保証金の一部に充当する場合があります。

なお、納付した入札保証金には、利子を付しません。

(入札の方法)

第8条 入札参加者は、入札公告又は指名通知書（以下「入札通知」という。）、

設計図書（図面、仕様書等をいう。以下同じ。）、現場及び入札に関する条件等について十分理解した上、入札に参加してください。また、これらにつき疑義のあるときは、所定の方法により説明を求めることができます。

- 2 持参方式案件の入札参加者は、次の各号に掲げる事項に留意して入札を行ってください。
 - (1) 入札書（市所定の入札書による。）に必要な事項を漏れなく記載した上封入し、市が指示した入札方法に従ってください。
 - (2) 入札参加者は、入札を代理人に行わせることができます（ただし、書留郵便による入札書の提出を認める場合を除く。）。この場合においては、代理人は入札前に委任状（A4サイズ）を提出しなければなりません。また、入札書には、入札参加者の「住所」、「商号又は名称」のほか、当該代理人が記名押印しなければなりません。
 - (3) 入札書に記載する金額は、アラビア数字を用い「¥」との間をあけないように、例「¥2,000,000」のように表示し、万一誤って記載したときは、入札金額を訂正しないで新しい入札書を使用してください。この場合、入札書がない場合は契約担当職員に新しい入札書の交付を申請してください。
- 3 電子方式案件又は郵便方式案件の入札方法については、それぞれの案件に対応する応募案内等に従ってください。
- 4 入札参加者又は入札参加者の代理人（以下「入札者」という。）は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- 5 入札金額は、契約対象となる1件ごとの総価格としますが、入札通知で2件以上を合併した入札を指示したときは、その合計金額とし、また単価による入札を指示したときは、その単価としてください。
- 6 一度提出された入札書は、書き換え、引き換え又は撤回等することはできません。

（工事費内訳書等の提出）

- 第9条 建設工事等の入札通知において、入札と同時に工事費内訳書等の提出を求めている場合には、入札参加者は、入札書に工事費内訳書等を添えて契約担当者に提出しなければなりません。この場合、提出すべき工事費内訳書等は、特に指示のない場合は入札通知と同時に貸与された金抜き設計書のうち工事費内訳書等となっている部分をコピーの上、表紙をつけて提出してください。

（無効とする入札）

- 第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効として扱います。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札書が所定の日時までには到着しない入札
- (3) 入札書と同時に提出すべき工事費内訳書等の提出がなされなかった入札
- (4) 入札者が1人の場合においてその者がした入札（一般競争入札を除く。）
- (5) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札
- (6) 同一事項の入札において、入札者がさらに他の者を代理してした入札
- (7) 談合（連合）その他の不正行為によってなされたと認められる入札
- (8) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその額が所定の額に達していない入札
- (9) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが分明できない入札（電子入札を除く。）
- (10) 入札金額の訂正された入札及び誤字、脱字、錯誤等により入札内容が分明できない入札
- (11) 再度入札の場合、前回の最低金額と同額又はこれを超えた入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札の中止等)

- 第11条 契約担当者が不正その他の理由により競争の実益がないと認めるときは、入札の執行を取り消すことがあります。
- 2 入札参加者が談合(連合)し、又は不正不穩の行動をなすなど、契約担当者が入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがあります。
- 3 天災地変等のやむを得ない事由が生じたときも入札の執行を中止することがあります。

(入札辞退の自由)

- 第12条 入札通知を受けた者は、入札執行前(開札宣言の前)までは、いつでも入札辞退届を提出できます。また、緊急により、あらかじめ書面で入札辞退届を提出できない場合は、辞退する旨を通知(連絡)することでこれに代えることができますが、事後、入札辞退届を書面により提出してください。(電子入札の場合を除く。)
- 2 前項の規定は、見積合せを行う場合について準用します。ただし、見積合せの日時までに辞退届の提出がないとき、又は辞退する旨の連絡がないときは、棄権となります。
- 3 入札又は見積合せを辞退した者若しくは見積合せを棄権した者は、これらを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(開札)

- 第13条 開札は、次の各号により行います。
- (1) 持参方式案件は、入札場所の入札書の提出後開札宣言により入札者立会いの上で行います。
- (2) 郵便方式案件は、開札場所において、開札する案件の入札参加者又は当該入札参加者から委任を受けた者(委任状の提出要)から、開札が公正に行われていることを証する立会人を募り、当該立会人の立会いの上で行います。なお、募集による立会人が2人に満たない場合は、当該入札事務に関係のない職員が立会人にあたります。
- (3) 電子方式案件は、立会人を置かないものとします。
- 2 開札結果については、入札者に公表するとともに、閲覧に供します。

(落札者の決定)

- 第14条 開札の結果により、次のとおり落札者を決定します。
- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格(売払いの場合は最高価格)をもって入札をした者を落札者とします。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約をすることが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としません。
- (2) 最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。
- (3) 低入札基準価格を設けた場合、別に定める「明石市公共工事最低制限価格制度実施試行要領第5条」の規定とします。
- 2 前項第2号又は第3号に規定する最低制限価格又は低入札基準価格については、入札通知において、その適用があることを明記します。
- 3 前2項にかかわらず、市の行うすべての競争入札において、落札者となるべきものと契約することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるなど契約の相手方として著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者としません。

(落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第15条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定は、次の各号に定めるところによります。

- (1) 郵便方式案件及び持参方式案件 落札となるべき同価の入札をした者によるくじ引きで落札者を決定します。この場合、くじ引きを辞退することはできません。なお、くじを引かない者がある場合においては、入札事務に関係のない職員が代わってくじを引くこととなります。
- (2) 電子方式案件 入札書を送付するときに落札となるべき同価の入札をした者が任意に入力した数値と処理時刻を用いた演算式により電子入札システムがくじ引きを行い、落札者を決定します。

(再度の入札)

第16条 開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札(最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札)がないときは、直ちに再度入札を行うことがあります。

ただし、予定価格を事前公表した入札にあっては、再度入札は行いません。

- 2 再度入札の回数は1回とし、その結果、落札者がいないときは入札を打ち切ります。
- 3 再度入札に参加できる者は、初度の入札において有効な入札をした者だけです。

(入札関係資料の返還)

第17条 指名競争入札の入札参加者で、貸与を受けた設計図書等がある場合は、入札執行後速やかに(入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出する際に)契約担当者に返還してください。

(契約保証金等)

第18条 落札者は、契約締結にあたり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を納めなくてもよいこととなります。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保証証券を市に寄託したとき。
 - (2) 契約の相手方が保険会社との間に債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市長が確実と認める金融機関等(公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社を含む。)の保証があるとき。
 - (4) 契約保証金に代わる有価証券等の提供があるとき。
 - (5) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 物件を買い入れる契約を締結する場合において、当該物件が即納されるとき。
 - (7) 契約金額が200万円以下であり、契約担当者が免除する旨を指示したとき。
 - (8) その他規則第25条第1項各号の規定のいずれかに該当し、契約担当者が免除する旨を指示したとき。
- 2 前項の規定に基づく保険証券の寄託に代えて、発注者が認めた措置であれば、電磁的方法により手続きを行うことが可能です。この規定は、第7条第1項の証書の寄託に準用します。
 - 3 契約保証金に代わる担保を提供する場合にあっては、担保の種類等について事前に契約担当者に確認の上、手続きをしてください。

(契約の締結)

第19条 契約書(契約内容を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)の作成を要する場合においては、落札者は契約担当者から交付された契約書に記名押

印又は電子署名し、落札決定の日から7日以内（当該期間の計算に当たっては、明石市の休日定める条例（平成3年条例第4号。以下「条例」といいます。）第2条第1項に規定する市の休日は算入しません。）に契約担当者に提出しなければなりません。

- 2 契約書の作成を要しない場合においては、落札者は落札決定後7日以内（当該期間の計算に当たっては、条例第2条第1項に規定する市の休日は算入しません。）に請書その他これらに準ずる書面を契約担当者に提出しなければなりません。

ただし、契約担当者がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではありません。

- 3 落札者は、契約担当者から指示があった場合、契約と同時に契約担当者に対して配置技術者届書、配置技術者・技術士届出書又は配置業務責任者届出書を提出しなければなりません。

- 4 落札者が所定の期間内に契約書、請書又はそれに準ずる書面を提出しないときは、落札はその効力を失うこととなります。

- 5 落札者が落札決定から契約締結までの間に、入札参加資格の制限に該当したとき又は指名停止を受けたときは、契約を締結することはできません。

この場合、市は一切の損害賠償の責を負いません。

（議会の議決を必要とする契約の締結）

- 第20条 議会の議決を経なければ締結できない契約（予定価格が1億5千万円以上の建設工事又は製造の請負及び4千万円以上の物品の買入れ）に係る落札者は、落札決定の日から7日以内（当該期間の計算に当たっては、条例第2条第1項に規定する市の休日は算入しません。）に契約担当者から交付された仮契約書に記名押印又は電子署名のうえ、契約担当者に提出し、仮契約を締結してください。

- 2 前項の仮契約を締結した場合、その仮契約は、議会の議決を得たときに本契約として成立します。また、議会の議決のあった通知を受けた日から7日以内（当該期間の計算に当たっては、条例第2条第1項に規定する市の休日は算入しません。）に、「議会の議決のあったことを了知し、本契約の締結を確認した。」と記載された、仮契約書の末尾に受注者が記名押印又は議会の議決に関する通知書に電子署名の上、契約担当者に提出し、契約担当者が記名押印又は電子署名することとします。

- 3 議会の議決を得られなかったときは、当該仮契約は失効します。なお、この場合、市は一切の損害賠償の責を負いません。

- 4 落札者が落札決定から議会の議決を得るまでの間に、入札参加資格の制限に該当したとき又は指名停止を受けたときは、仮契約又は本契約を締結することはできません。なお、この場合、市は一切の損害賠償の責任を負いません。

（契約の確定）

- 第21条 契約書の作成を省略する場合を除き、契約は、契約の当事者である市と落札者とが契約書に記名押印又は電子署名したときに確定します。

（建設業退職金共済組合掛金等）

- 第22条 市が発注する建設工事には、原則として建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の掛金相当額が諸経費の中に積算されていますので、入札にあたってはこれを含めて見積もってください。

- 2 入札通知で建退共掛金収納書の提出を指示した建設工事を施工しようとするときは、工事請負契約締結後1か月以内に、退職金共済証紙（以下「共済証紙（退職金ポイントを含む。以下同じ）」という。）を購入し、掛金収納書（電子申請による場合は、専用サイトからダウンロードしたもの）を契約担当者に提出しなければなりません。

建設工事の種類及び請負代金額に対する共済組合掛金率は、「共済証紙購入の考え方」を基準としてください。

また、請負契約金額に増額変更があった場合においては、共済証紙を追加

購入し契約担当者に提出してください。

なお、入札通知で提出の指示のない建設工事については、掛金収納書の提出は省略しますが、共済証紙は購入しておかなければなりません。

（着手）

第23条 建設工事又は業務委託の契約を締結した者は、設計図書等に特別に定めがある場合を除き、契約日の翌日から工事等に着手しなければなりません（設計図書等に特別の定めがある場合を除き、契約日の翌日が着手日となります。）。また、所定の日までに工程表等を工事等主管課に提出しなければなりません。

なお、正当な理由なく、着手すべき期日を過ぎても工事等に着手しない場合には、契約を解除し、違約金を請求することがあります。

（技術者の適正配置等）

第24条 建設業法では、建設工事の適正な施工の確保を図るために、工事現場における建設工事の施工の技術上の管理を行う者として、主任技術者を置かなければなりません。発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額の合計が、5000万円（建築一式工事にあつては8000万円）以上となる場合には、特定建設業の許可が必要となるとともに、主任技術者に代えて監理技術者を置かなければなりません。

2 建設業法及び建設業法施行令により、公共性のある工作物に関する重要な建設工事で、工事1件の請負代金の額が4500万円（建築一式工事の場合は9000万円）以上の建設工事の主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに専任（「他の工事現場の主任技術者又は監理技術者との兼任を認めないこと。」を意味し、常時継続的に当該建設工事現場に置かれなければならないこととされています。）でなければならないとされていますが、市では、請負代金額の多寡に関わらず、建設工事について工事現場ごとに専任の主任技術者又は監理技術者の配置を求める場合があります。

なお、監理技術者は、「監理技術者資格者証」の交付を受けている者であつて、監理技術者講習を受講したもののうちから選任しなければなりません。

3 営業所における専任の技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することが求められていますので、特例として認められている場合を除き、工事現場に配置する監理技術者・主任技術者と兼務することはできません。

（現場代理人）

第25条 現場代理人とは、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、建設工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる請負者の代理人であり、明石市工事請負契約約款第10条第2項において、工事現場に常駐することとしています。

ここにいう常駐とは、原則として当該工事のみを担当し、作業期間中、特別な理由のある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味します。

ただし、同条第3項において、発注者が認めた場合には常駐を要しないこととすることができます。なお、現場代理人の常駐義務の緩和措置等に関する取扱いについては、「明石市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置等に関する要領」に基づき行ってください。

2 現場代理人、主任技術者（監理技術者）及び専門技術者は、これを兼ねても建設工事の施工上支障はないので、これらの兼任は可能です。

（契約からの暴力団排除）

第26条 契約からの暴力団排除とは、暴力団及び暴力団員並びにこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）について、市の契約から排除の徹底を図るものです。契約を締結する者は、「暴力団等排除に関する特約」に合意するとともに自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」を提出（電磁的方法も可。以下同じ。）してください。ただし、誓約書の提出は200万円（税込）を超える契約を締結する場合に限りです。

- 2 工事請負契約及び業務委託契約を締結した者は（以下「元請業者」という。）、下請契約及び再委託契約（以下「下請契約等」という。）を行う場合は、下請契約等の相手方と「下請契約における暴力団等排除に関する特約」又は「再委託契約における暴力団等排除に関する特約」を含んだ契約書を締結してください。加えて、下請業者が暴力団等に該当しない旨等を記載した暴力団排除に関する「誓約書」を提出させ、工事及び業務主管課に提出してください。ただし、下請契約等に伴う誓約書の提出は、契約金額（一の契約に係る複数の下請契約を同一の受注者との間で締結した場合には、その合計金額）が200万円（税込）を超える場合に限りです。
- 3 元請業者又はその下請業者が暴力団等から不当な介入を受けた場合等は、市及び明石警察署に届け出て、捜査上必要な協力を行ってください。なお、これらを怠ったことが判明した場合は、指名停止措置を行うことがあります。

（下請負人届）

- 第27条 契約を締結した者のうち、建設工事の施工について下請負者を使用しようとする者は、「下請負人（変更）通知書」を工事主管課に提出しなければなりません。また、提出した内容に変更を生じた場合は、速やかに変更届を提出してください。
- 2 下請負契約に際しては、建設工事標準下請負契約約款又はこれに準じた内容を持つ契約書による契約を締結してください。

（施工体制台帳及び施工体系図）

- 第28条 契約を締結した者のうち、建設工事の施工について下請負者を使用する者は、取得している建設業許可の一般・特定の別、締結した下請契約の請負代金額の合計の多寡に関わらず、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、工事主管課に提出してください。
- 2 作成した施工体制台帳は工事現場ごとに備え置き、施工体系図は工事現場の見やすい位置に掲示してください。

（建設業法関係）

- 第29条 「建設産業における生産システム合理化指針」（平成3年2月5日付け建設省経構発第2号）に沿って、合理的な元請・下請関係を確立するよう努めてください。
- 2 元請負人は、工事の出来高部分に対する支払い又は工事完成後における支払いを発注者から受けたときは、その工事の下請負人に対して、支払いを受けた日から1か月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。また、元請負人は、前払金の支払いを受けたときは下請負人に対して、建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。
 - 3 元請負人が特定建設業の許可を受けている者である場合は、下請負人が建設工事の目的物の引渡しを申し出た日から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければなりません。
 - 4 元請負人は、施工に携わる下請負人の把握に努め、これらの下請負人がその請け負った工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは、再下請通知を行うよう指導してください。

（指導事項）

- 第30条 市と契約を締結しようとする者は、次のことに留意してください。
- (1) 労働基準法や最低賃金法など労働関係法規を遵守し、労務者賃金が不当に低くならないようにするなど、適正な労働条件の確保に努めてください。
また、元請業者としての責任を十分に認識され、適正な時期に、適正な工事代金を各下請業者に支払ってください。
 - (2) 建設工事の施工にあたっては、危険を防止するための必要な措置を講じるなど安全管理を適切に行い、労働災害の防止に努めてください。
 - (3) 下請負、役務の提供、資材の調達等については、可能な限り市内業者

に発注してください。

- (4) 建設工事では、廃棄物の再資源化の推進及び廃棄物を処理する責任は元請業者にあるので、処理業者等との協力体制をつくり、工事の一環として適正に処理してください。

なお、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）により、一定規模以上の建設工事については、分別解体等と再資源化が義務付けられておりますので、当該法律を遵守するとともに再資源化につとめてください。

- (5) 自動車の交通量の増大等に伴い、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況は厳しい状況が続いています。また、本市においては、自動車NOx・PM法の対策地域に指定されており、既に車種規制が施行されています。環境基準を達成するため、自動車NOx・PM法の規制対象車種については猶予期間中であっても可能な限り速やかに最新の排出ガス適合車としてください。

また、自動車NOx・PM法の規制区域外で登録された自動車で、最新の排出ガス適合車ではない自動車については、可能な限り本市内を走行させないようにしてください。